



2008年12月22日

各 位

会社名 ラディアホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 堀井 慎一
(コード番号 4723 東証第二部)
問合せ先 常務執行役員 広報・IR本部長 立山 秀
(TEL . 03-3405-9262)

訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、東京地方裁判所より2008年12月22日に以下の訴訟について訴状が送達されましたので、お知らせいたします。(当社子会社株式会社コムスンにおいては、現時点ではまだ訴状の送達が確認されておりませんが、追って送達されるものと推察されます。)

なお、当社の見解については既に2008年12月9日付「株式会社ゼクスの「訴訟の提起に関するお知らせ」について」にて開示しております。

記

1. 訴訟を提起した者

- (1) 名 称 株式会社ゼクス
所 在 地 東京都千代田区内幸町一丁目1番7号
- (2) 名 称 株式会社ゼクスアクティブ・エイジ
所 在 地 東京都港区西麻布四丁目12番24号
- (3) 名 称 株式会社ゼクスアクティブ・シニア
所 在 地 東京都港区西麻布四丁目12番24号

2. 訴訟の内容および損害賠償請求金額

- (1) 事業承継に関し、要した諸費用の返還 約159百万円
 - (2) 事業承継後、運営に要した費用の返還 約1,250百万円
 - (3) 事業承継会社である株式会社ゼクスアクティブ・シニア株式の買取 1円
 - (4) ゼクスアクティブ・シニアで計上している
入居一時金未償却残高相当額の現金の返還 約3,009百万円
- 合計 約4,419百万円

3. 訴訟の原因及び提起に至った経緯

当社が保有するバーリントンハウスの固定資産(住宅型有料老人ホーム2施設)につきましては、

2007年9月21日に株式会社ゼクス（以下ゼクス）と不動産売買契約を締結後、諸手続きが整うまでの間、物件の引渡しを延期し、ゼクスの子会社であります株式会社ゼクスアクティブ・シニア（以下ゼクスアクティブ・シニア）と定期建物賃貸借契約を締結し、同社にて施設運営を行ってまいりました。

しかしながら、2008年7月26日以降、定期建物賃貸借契約の不締結、賃料の支払停止という事態が発生しました。当社は、月額賃料の支払も停止する買い手が、売買代金の決済をする能力を有することに疑いを感じ、ゼクスアクティブ・シニアおよびゼクスに対し、その債務不履行状態の解消を求める一方、2008年8月25日までにかかる状態が解消されない場合、前記不動産売買契約を解除する旨の通知を發しましたが、同期日までにその解消はされませんでしたので、前記売買契約は既に解除済みであり、既に新たな譲渡先との売買交渉を開始しております。以上は、当社の本年10月21日付「固定資産の譲渡契約の解除に関するお知らせ」にて既に開示した通りです。従いまして、売買契約の有効な存在やその後発生した事象を理由に売買契約の解除を主張し、ましてや入居者からの預かり金である保証金（入居一時金）をゼクスアクティブ・シニアの未収入金として計上しているため返還を求めるといふ請求は全く理由がないものです。

4．今後の見通し

当社といたしましては、本訴訟において応訴し、併せてゼクスの債務不履行責任（違約金等）についても請求する方針です。

なお当社は、バーリントンハウス馬事公苑につきまして、解除後に判明した建物の瑕疵の早期是正、入居者の皆様へのサービスの継続、財務面・事業運営面等においてより安定的な譲渡先の確保を最優先の課題と考え、全力を注いでまいる所存です。

本訴訟が当社業績に与える影響は現時点では明らかではありませんが、今後開示すべき事項が発生した場合には速やかに開示いたします。

以 上